**令和３年６月１日以降の旧法許可継続手続**

①新法施行後も存続する許可業種の場合

許可期限満了日までに新法の新規営業許可申請の手続きをしていただきますが、更新の手数料が適用されます。原則新法の施設基準順守となります。

更新時期より前倒して新法の許可に切り替えることも可能です。その場合も更新の手数料が適用されます。

令３年６/1

**旧法　業種**

**新法　同じ業種**

許可期限満了日

＊１

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート

|  |  |
| --- | --- |
| 法改正前の業種・業態 | 法改正後の新業種 |
| 喫茶店営業 | 飲食店営業 |
| 飲食店営業、喫茶店営業の自動販売機で許可対象となるもの | 調理の機能を有する自動販売機 |
| あん類製造業 | 菓子製造業 |
| 喫茶店営業、菓子製造業の露店営業 | 飲食店営業の露店営業 |
| 各種業種の自動車営業（乳類販売業、包装済食肉販売業、包装済魚介類販売業の自動車　以外）　 | 飲食店営業の自動車営業 |
| ソース類製造業（常温長期保存可能なものを製造する営業） | 密封包装食品製造業 |
| しょうゆ製造業、みそ製造業 | みそ又はしょうゆ製造業 |
| マーガリン又はショートニング製造業 | 食用油脂製造業 |
| 魚練り製品製造業 | 水産製品製造業 |
| 缶詰又は瓶詰食品製造業（常温長期保存可能なものを製造する営業） | 密封包装食品製造業 |
| 乳酸菌飲料製造業 | 清涼飲料水製造業、乳処理業、乳製品製造業 |
| 菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る）食肉製品製造業、魚練り製品製造業、食用油脂類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業で製造された食品を小分けして包装するのみの業態 | 食品の小分け業 |

②新法業種へ統合される業種（下記一覧表に該当する業種・業態）の場合

許可期限満了日までに新法の新規営業許可申請の手続きをしていただきますが、統合後の業種の更新手数料

が適用されます。原則新法の施設基準順守となります。

更新時期より前倒して新法の許可に切り替えることも可能です。その場合も更新の手数料が適用されます。

令３年６/1

**旧法　業種**

**新法　統合後の業種**

許可期限満了日

＊１

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート

③複数の許可を持ち、主たる業と従たる業が同日許可満了の場合で、許可を１本化する場合

　　例えば菓子製造業の施設でイートインをするために、飲食店営業の許可を取っていた場合は、菓子製造業の

許可に1本化できます。

（ただし、菓子と飲み物程度のイートインに限る。スープ等調理する場合は⑦のとおり両方の許可が必要です。）

 許可期限満了日までに主たる業について新法の新規営業許可申請の手続きをしていただきますが、主たる

業の更新手数料が適用されます。原則新法の施設基準順守となります。

従たる業は期限満了廃止となります。更新時期より前倒して新法の許可に切り替えることも可能です。

その場合も更新の手数料が適用されます。

令３年６/1

**旧法　主**

**旧法　従**

**新法　主**

許可期限満了日

＊１

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート

④複数の許可を持ち、許可有効期限満了日がそれぞれに異なる場合で、許可を１本化する場合

　　例えば、菓子製造業の施設でイートインをするために、飲食店営業の許可を取っていた場合は、菓子製造業の許可に1本化できます。

（ただし、菓子と飲み物程度のイートインに限る。スープ等調理する場合は⑦のとおり両方の許可が必要です。）

先に期限が切れる許可の更新時に、主たる業の許可について新法の新規営業許可申請の手続きをしていただき、新法の許可に切替えとなります。手数料は、主たる業の更新手数料が適用されます。

原則新法の施設基準順守となります。

先に満了となる旧法許可の更新時期より前倒して新法の許可に切替えることも可能です。

有効期限の残っている許可は廃業届を提出していただきます。

旧法従たる業の

許可期限満了日

**旧法　従**

**新法　主**

**旧法　主**

6/1以降のこの期間中に新法の許可への切替を行っても差し支えない

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート

＊１

**旧法　主（廃業）**

令３年６/1

**例：先に**

**従たる業の**

**期限が切れる**

**場合**

⑤例外：食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業の両方の許可を有する場合

（食用油脂製造業に１本化）、もしくは、

しょうゆ製造業、みそ製造業の両方の許可を有する場合（みそ又はしょうゆ製造業に1本化）

　　許可有効期限満了日のいずれか遅い方の許可の更新時に新法の新規営業許可申請の手続きをしていただき、新法の許可へ切替えとなります。

手数料は、統合後の業種の更新手数料が適用されます。原則新法の施設基準順守となります。

⑥複数の許可を持ち、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の許可取得を希望する場合

　　　一番早く許可有効期限が切れる業種の更新時に、新法の新規営業許可申請の手続きをしていただき、新法の複合型業種の許可に切替えとなります。新法の施設基準必須です。従前の許可業種には無い新しい概念の許可業種となりますので、手数料は新規手数料が適用されます。更新時期より前倒して新法の許可に切替えることも可能です。

有効期限が残っている許可は廃業届を提出していただきます。

**旧法　主**

**旧法　従1**

**新法　複合型業種**

一番先に期限満了

となる日

**旧法 従２（廃業）**

**旧法　従２**

＊１

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート

令３年６/1

⑦複数の業種の許可を持ち、いずれの業種も新法施行後引き続き個別に許可が必要で、１本化できない場合

　　例えば、菓子製造業のイートインで、菓子と飲み物以外にもスープ等を調理して提供する場合は、飲食店営業の許可も別に取得する必要があります。

それぞれの許可満了時に、新法の新規営業許可申請の手続きをしていただき、新法の許可へ切替えとなります。手数料は各業種の更新手数料が適用されます。原則新法の施設基準順守となります。

更新時期より前倒して新法の許可に切替えも可能です。

令３年６/1

**旧法　主**

**旧法　従**

**新法　主**

旧法従たる業の

許可期限満了日

旧法主たる業の

許可期限満了日

**新法　従**

＊１

＊１

＊新法の新規許可であるため

有効期間は許可日からスタート